

滝沢市農業資材価格等高騰対策支援給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、社会情勢の影響による農林水産業に係る資材価格等の高騰により経営が悪化している農業者、林業者及び内水面漁業者の経済的負担の軽減を図るとともに経営安定及び生産意欲の喚起を促すため、滝沢市農業資材価格等高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、市の農業者等の生活及び経営の安定化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市の農業者等 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人で、農業、林業又は内水面漁業を営むもの

イ 市内に事業所又は生産を行う場所を有する個人又は法人で、市内において農業、林業又は内水面漁業を営むもの

(2) 税申告 地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2の規定による市町村民税の申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条の規定による確定所得申告及び法人税法（昭和40年法律第34号）第74条の規定による確定申告をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和7年分の税申告（法人にあっては、第5条第1項に規定する給付金の給付申請を行う年度の直近の事業年度における税申告とする。）を行い、収入のうち販売実績があり、今後も経営を継続する意思がある市の農業者等とする。

(給付対象経費及び給付額)

第4条 給付金の給付対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、別表対象経費の欄に掲げる経費とする。

2 給付額は、別表給付額の欄に掲げる額とする。

3 給付金の給付は、1給付対象者につき当該年度において1回限りとする。この場合において、給付対象者が複数の事業所を有する場合は、所有する事業所のうちから1事業所における給付対象経費のみを申請するものとする。

4 国、県又は他市町村から給付対象経費に係る補助金等の交付等を受けている又は受けようとする場合は、給付対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(給付申請及び請求)

第5条 給付対象者は、給付金の給付の申請及び請求をしようとするときは滝沢市農業資材価格等高騰対策支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請額計算書（様式第2号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

- (3) 申請額計算書に記載した税申告の内容が分かる書類
- (4) 振込先口座が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、令和8年12月28日までに行わなければならない。
(給付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、速やかにその内容を確認の上、給付金を給付することが適当と認めるときにあっては滝沢市農業資材価格等高騰対策支援給付金給付決定通知書(様式第4号)により、給付金を給付することが不適当と認めるときにあっては滝沢市農業資材価格等高騰対策支援給付金不給付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金を給付することが適当と認めるときは、給付金を給付するものとする。
(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の給付を受けた者(以下「給付決定者」という。)が給付対象者の要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたことが判明したときは当該給付金に係る給付の決定を取り消し、給付を行った給付金の返還を求めるものとする。
(書類の整備等)

第8条 給付決定者は、給付申請、請求及び給付金の受領に関する証拠書類は、給付金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月27日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による給付の決定を受けた給付金については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

対象経費	調整率	給付額
令和7年分の税申告において肥料購入、飼料購入及び動力光熱に係る経費として申告したものを対象とする。	肥料購入に係る経費 1.428	対象経費ごとに調整率で除した額を当該対象経費から減じて得た額の合計額の10分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限150万円、下限1万円とする。
	飼料購入に係る経費 1.361	
	動力光熱に係る経費 1.306	